

教育評価（看護学部特例）

担当時間数

看護実習

- ・ 臨地で直接実習指導する場合：6時間（3コマ）×5日×実習週数
- ・ 臨地をラウンドして指導する場合：8時間（4コマ）×実習週数

養護実習（訪問による実習指導及び事前・事後指導）

- ・ 訪問による指導中心の場合：30時間
- ・ 訪問による指導＋事前・事後指導中心の場合：50時間

担当学生数

看護実習

- ・ 臨地で直接実習指導する場合：履修登録学生数÷担当教員数（助教・助手）×3
- ・ 臨地をラウンドして指導する場合：履修登録学生数

養護実習

- ・ 教育学・心理学担当教員の場合：履修登録学生数÷3（担当教員数）
- ・ 学校保健論担当教員の場合：履修登録学生数÷3×3

演習科目（基礎専門演習、看護情報学、応用看護情報学、看護援助技術論）

履修登録学生数÷担当教員数（非常勤講師を含む）×1.5

平成 20 年 12 月 17 日

教育評価（食産業学部特例）

食産業学部評価委員会

食産業学部の授業担当時間数の特例について以下の通り設定した。

表 1 授業担当時間数の特例算出基準

特例科目	係数
植物生産に関連する実験・実習（圃場管理も含む）	×2
動物飼育等に関連する実験・実習	×2
日常的保守整備が必要な機器・設備・施設に関連する実験・実習	×1.5
毒物・危険物・廃液等の管理が必要な実験・実習	×1.2
新たなケースメソッドの整備が必要な科目	×1.1